

清水町下水道事業経営戦略〈概要版〉



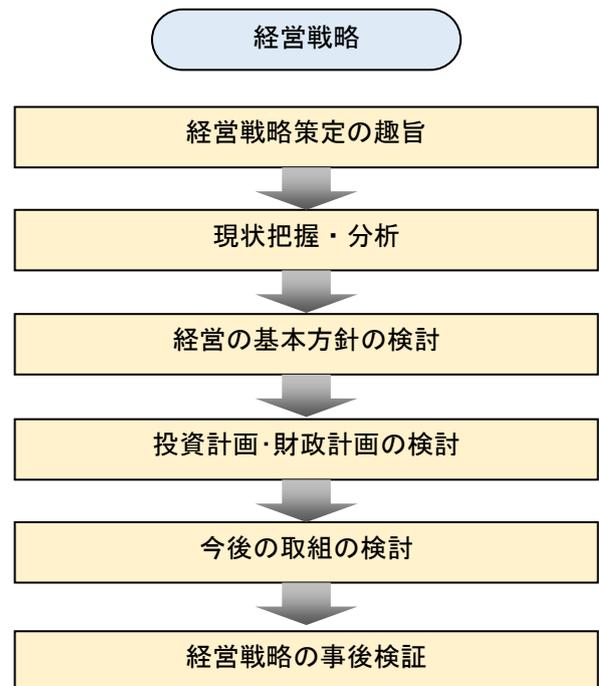
経営戦略の策定にあたって

下水道事業は、住民に不可欠なサービスを安定的に供給する役割を有しており、多額の設備投資を必要とすることから中長期的観点に基づいた計画的な経営が不可欠です。

今後、人口減少が予想され、地方財政全体が厳しい状況で未普及対策などの整備を実施しつつ、地震などの災害への対策や日常の維持管理を行っていくためには下水道事業に関わる経費及び財源の見通しを把握することが重要となります。

本町では、下水道事業の健全で安定した継続的な事業経営と経営基盤の強化を図ることを目的に、実現可能な収支のバランスの取れた今後10年間の投資・財政計画を中心とする「清水町下水道事業経営戦略」を策定します。

本経営戦略の計画期間は令和3年度から令和12年度までとします。



清水町下水道事業の概要

項目		西部処理区	狩野川左岸処理区	三島処理区	
建設事業開始年月日		昭和 39 年 10 月 28 日			
供用開始年月日		昭和 42 年 2 月 1 日			
法適・非適区分		法適			
排除方式		分流式			
面積	行政区域	881 ha			
	汚水	全体計画区域	519.4 ha	199.0 ha	0.6 ha
		事業計画区域	388.8 ha	161.3 ha	0.6 ha
		整備済区域	304.2 ha	68.5 ha	—
整備率	78.2 %	42.5 %	—		
人口	行政人口	32,192 人			
	処理区域内人口	15,971 人	5,514 人	—	
	水洗化人口	15,620 人	4,384 人	—	
普及率		74.8 %	50.8 %	—	
水洗化率		97.8 %	79.5 %	—	

注) 令和2年3月31日現在

● 経営の基本方針

「第5次清水町総合計画」の基本目標の一つである「持続可能で快適な暮らしを支える都市基盤を備えるまちへ」を実現するため、持続可能で健全な経営に努めます。

方針1 下水道の整備

特定財源の確保に努めながら、平成 29 年度に策定したアクションプランに基づき、計画的かつ効率的な下水道整備を推進します。

方針2 下水道の維持管理

ストックマネジメント計画に基づいた計画的な修繕・改築を行い、適正な維持管理を実施します。

方針3 水洗化の促進

下水道の普及啓発活動を実施するとともに、水洗化率の向上を目指します。

方針4 下水道使用料の改定

投資のコスト縮減に努めながら、下水道使用料の検討を行い適切な料金を設定します。

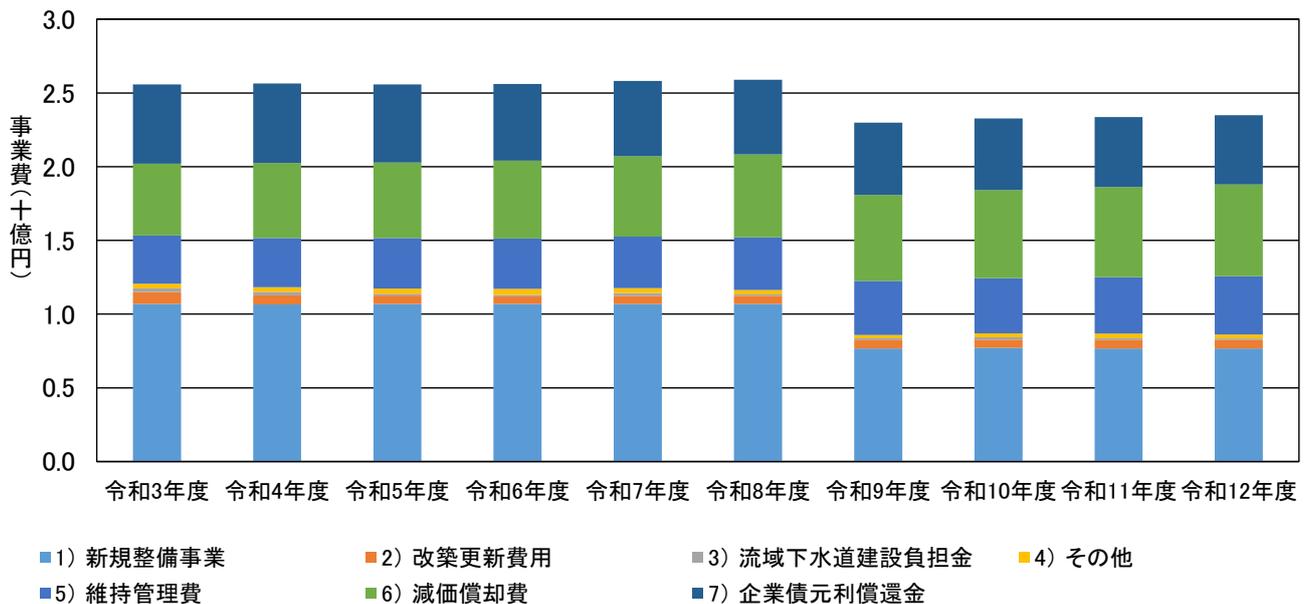
● 投資計画

投資計画では、主に以下の7項目の費用を試算しています。

投資計画		
1) 新規整備事業	: 約	94.9 億円/10年
2) 改築更新費用	: 約	5.8 億円/10年
3) 流域下水道建設負担金	: 約	1.5 億円/10年
4) その他	: 約	3.1 億円/10年
5) 維持管理費	: 約	35.7 億円/10年
6) 減価償却費	: 約	55.6 億円/10年
7) 企業債元利償還金	: 約	50.6 億円/10年

今後10年間に於いて、1) 新規整備事業に最も投資を行います。この投資により、年度当たり約16.8～26.2haの整備が進む予定です。

また、老朽化した施設の改築・更新は、計画的に実施することにより費用の平準化を図っています。



● 財政計画

財政計画では、以下の考え方に基づいて、投資計画と均衡を図り、試算を行います。

財政計画	
1) 企業債	補助対象事業に対し、現在の社会資本整備総合交付金交付要綱では、アクションプランでの目標年次(令和8年度)までについて国庫補助金を約5割を交付することとなっていますが、令和9年度以降は補助が発生しない可能性があります。そのため、令和9年度以降は企業債及び一般会計繰入金で財源を見込みます。
2) 国庫補助金	補助対象事業に対し、現在の社会資本整備総合交付金交付要綱では、アクションプランでの目標年次(令和8年度)までについて国庫補助金を約5割を交付することとなっていますが、令和9年度以降は補助が発生しない可能性があります。そのため、令和9年度以降は国庫補助金を見込まないこととします。
3) 他会計負担金	財政基盤を強化する一方、公営企業の経営は独立採算が原則であり、財政部局と調整の上、適正な額の繰入に努めます。
4) 下水道使用料収入	下水道使用料収入の試算は投資計画と調整を図り、投資計画と財政計画の収支ギャップを解消するために、令和6年度に料金改定をすることを想定して算定します。
5) 受益者負担金	受益者負担金の試算は、過年度の整備面積に対する受益者負担金の賦課対象面積の比率を当該年度の前年度の整備面積に乘じ、その面積に受益者負担金単価210円/m ² を乘じて算定します。

● 今後の取組

①組織、人材、定員に関する事項

下水道整備や改築更新を確実に実施し、適正な維持管理を行うために必要最小限度の人員を確保するとともに研修会に参画するなど職員の資質の向上に努めます。

②広域化や民間資金・ノウハウの活用等の推進に関する事項

既に狩野川流域下水道関連公共下水道及び狩野川左岸処理区公共下水道として広域化しているため、これを継続して実施してまいります。また、中継ポンプ場等の維持管理については、民間委託を継続してまいります。

③その他経営基盤強化に関する事項

施設の計画的な点検・調査及び改築・更新の財源を確保するため適正な使用料収入に努めます。また、地方公営企業会計を導入していることから損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書等の財務諸表を活用し経営の健全化に努めます。今後も汚水処理費の抑制、適正な使用料収入に努め、経費回収率の向上を図ります。

④資金管理・調達に関する事項

安定した財政運営を行うため、資金収支に不足が生じないよう資金管理を行います。

⑤情報公開に関する事項

下水道事業の経営状況については、町のホームページ等で必要な情報を開示します。

⑥その他重点事項

ストックマネジメント計画に基づき、施設の老朽化の状況を踏まえ、布設替えや更生工法による長寿命化を実施してまいります。

● 経営戦略の事後検証・更新

計画達成状況の評価方法は、令和3年度から令和12年度までの計画に対して、当該年度の決算をまとめ、実績と計画の比較を行った上で決算状況を公表します。見直しにあたっては、経営戦略の達成状況を評価し、「投資・財政計画」やこれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離について、原因を分析し、その結果を反映させるため、計画策定（Plan）、実施（Do）、進捗・評価（Check）、見直し・改善

（Action）のサイクルで行います。また、投資計画と財政計画の状況を踏まえて5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の検討を行い、必要に応じて使用料の改定を行ってまいります。



令和3年3月

清水町 都市計画課

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210 番地の 1

電話番号 055-981-8222（直通）